

「健やか親子21(第2次)」推進体制について

1. 健やか親子21推進協議会 規約改正について(p.1～5参照)

2. 会長の選任及び副会長、幹事の指名

3. 「健やか親子21(第2次)」推進体制
 - (1)事務局案(p.6参照)

 - (2)「健やか親子21(第2次)」における更なる推進に向けての意向調査 結果
(p.7-8参照)

健やか親子21推進協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 健やか親子21推進協議会（以下「協議会」という。）は、第2条の会員が、「健やか親子21（第2次）」について「検討会報告書」に基づき実施する母子保健に関する主要課題に対する取組について、効果的な調整・推進を図ることを目的とする。

（会員）

第2条 協議会の会員は、前条の目的に賛同し、母子保健に関する主要課題の解決に向けた自主的な取組を実施し、協議会の活動を支援する団体等とする。

（会員資格の喪失）

第3条 会員は、次の各号に掲げる場合には、会員の資格を喪失する。

- 一 会員から申し出があった場合
- 二 協議会の会員として不適切な活動があった場合
- 三 正当な理由なく、会員の活動を行わなかった場合

2 前項の第二号及び第三号により、会員資格を喪失する場合には、第6条に定める総会によって決する。

（組織）

第4条 協議会に、全会員及び全役員（第5条の役員をいう。）で組織し最高意思決定機関である総会と、一部の会員及び全役員で組織し協議会の運営の企画・調整を行う幹事会を置く。

2 必要に応じて、幹事会に専門部会を置くことができる。

（役員）

第5条 協議会に、役員として会長、副会長及び幹事を置く。

- 2 会長は、総会において選任する。
- 3 副会長及び幹事は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 幹事は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 7 役員任期は5年とする。ただし、再選を妨げない。

（総会）

第6条 総会は、会長が召集する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事会）

第7条 幹事会を組織する会員は、会長が指名する。

2 幹事会は、会長と協議の上、幹事が召集する。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に置く。

(補則)

第9条 本規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本規約は、平成13年 4月20日から施行する。

附則 本規約は、平成14年12月25日から施行する。

附則 本規約は、平成 ●年 ●月 ●日から施行する。

健やか親子21推進協議会 (現状)

総会

◆「健やか親子21」推進協議会 役員

- ・**会長** : 総会において選任。協議会を代表し、会務を総理する。
- ・**副会長** : 会長が指名。会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ・**幹事** : 会長が指名(現状は不在)。

◆健やか親子21推進協議会 全参加団体

	課題1	課題2	課題3	課題4
幹事会 各課題ごとの幹事団体の集まり	8団体	5団体	8団体	4団体
参加団体 (課題の重複あり) 新たに参加希望する際は、 会長の承認を得ること。	33団体	27団体	30団体	54団体

健やか親子21推進協議会 (規約が示す体制)

総会

◆「健やか親子21」推進協議会 役員

- ・**会長** : 総会において選任。協議会を代表し、会務を総理する。
- ・**副会長** : 会長が指名。会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ・**幹事** : 会長が指名。

◆健やか親子21推進協議会 全参加団体

	課題1	課題2	課題3	課題4
幹事会 協議会の運営の企画・調整を行う。	各課題ごとの幹事団体で構成(計25団体)。 <i>課題間の連携をもつ。</i> 課題1(8団体)・課題2(5団体)・課題3(8団体)・課題4(4団体)			
参加団体 (課題の重複あり) 新たに参加希望する際は、 会長の承認を得ること。	33団体	27団体	30団体	54団体

健やか親子21(第2次)推進体制の目指す姿(案)

「健やか親子21」推進チーム(仮称)
推進協議会の代表、推進プロジェクトの代表から構成

「健やか親子21」推進協議会

総会

◆「健やか親子21」推進協議会 役員

- ・**会長** : 総会において選任。協議会を代表し、会務を総理する。
- ・**副会長** : 会長が指名。会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ・**幹事** : 会長が指名。幹事会を代表し、会務を総理する。

◆健やか親子21推進協議会 全参加団体

	基盤 課題A	基盤 課題B	基盤 課題C
幹事会 協議会の運営の企画・調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の会員(幹事会を組織する会員は、会長が指名する)及び全役員で組織。 ・必要に応じて、専門部会を置くことができる。 ・会長と協議の上、幹事が召集する。 		
参加団体	●団体	●団体	●団体

「健やか親子21」推進プロジェクト(仮称)

- ・趣旨に賛同する企業・団体等
- ・事務局を民間企業等に委託

(参加団体のイメージ)

- ・育児関連企業
雑誌、育児用品メーカー
- ・製薬企業(ワクチンメーカー 等)
- ・インターネット関連会社
サイト協力(キーワード検索、動画配信等)
- ・公共交通機関
- ・その他

(参考)

健康日本21

健康日本21推進全国連絡協議会

- ・会員団体: 140団体
- ・事務局: (公財)健康・体力づくり事業財団

総会

全構成員
で組織

幹事会

協議会運営の企画・調整

企画部会

企画案の作成等

分科会(4つ)

(運動・スポーツ、栄養・食生活、タバコ、メンタルヘルス)
会員間の連絡協議を深める。

スマートライフ・プロジェクト

- ・参加団体: 2,305団体
(平成26年11月●日時点)
- ※日本国内の企業・団体(政治団体及び
宗教法人を除く)、地方自治体
- ・事務局: 厚労省が委託

健やか親子21推進協議会 参加団体一覧

(平成26年11月)

番号	団体名
001	(NPO)SIDS家族の会
002	(社福)恩賜財団母子愛育会
003	(公益社団)国民健康保険中央会
004	日本子ども健康科学会(子どもの心・体と環境を考える会)
005	(NPO)児童虐待防止協会
006	(公益財団)性の健康医学財団
007	全国児童相談所長会
008	全国児童心理司会
009	(社福)全国社会福祉協議会
010	全国情緒障害児短期治療施設協議会
011	(公益社団)全国助産師教育協議会
012	(公益社団)全国保育サービス協会
013	全国保健所長会
014	全国保健師長会
015	全国養護教諭連絡協議会
016	(NPO)難病のこども支援全国ネットワーク
017	(公益社団)日本医師会
018	(公益社団)日本栄養士会
019	(一般社団)日本家族計画協会
020	(公益財団)日本学校保健会
021	(公益社団)日本看護協会
022	日本公衆衛生学会
023	(公益社団)日本産科婦人科学会
024	(公益社団)日本歯科医師会
025	日本思春期学会
026	(一般社団)日本児童青年精神医学会
027	(一般社団)日本小児科医会
028	(公益社団)日本小児科学会
029	(一般社団)日本小児看護学会
030	日本小児救急医学会
031	(公益社団)日本小児保健協会
032	(一般社団)日本助産学会
033	(公益社団)日本助産師会
034	(一般社団)日本性感染症学会
035	日本赤十字社
036	日本タッチケア協会
037	(一般社団)日本保育園保健協議会
038	(社福)日本保育協会
039	(公益社団)日本母性衛生学会
040	(公益社団)日本産婦人科医会
041	(一般社団)日本母乳の会
042	(公益社団)日本薬剤師会
043	(公益社団)日本理学療法士協会

番号	団体名
044	(公益財団)母子衛生研究会
045	(公益社団)母子保健推進会議
046	(一般社団)日本小児歯科学会
047	日本小児総合医療施設協議会
048	(一般社団)日本周産期・新生児医学会
049	(一般社団)日本学校保健学会
050	(一般社団)日本小児神経学会
051	(一般財団)日本食生活協会
052	(一般社団)全国病児保育協議会
053	性と健康を考える女性専門家の会
054	日本外来小児科学会
055	日本糖尿病・妊娠学会
056	(一般社団)日本母乳哺育学会
057	(公益社団)日本女医会
058	(公益社団)日本産業衛生学会
059	(NPO)日本小児循環器学会
060	(一般社団)日本泌尿器科学会
061	(一般社団)日本臨床心理士会
062	全国母子保健推進員等連絡協議会
063	(一般財団)児童健全育成推進財団
064	日本性教育協会
065	すくすく子育て研究会
066	(一般財団)こども未来財団
067	健康日本21推進フォーラム
068	(公益財団)母子健康協会
069	日本生殖看護学会
070	FOUR WINDS 乳幼児精神保健学会
071	(公益財団)健康・体力づくり事業財団
072	U-COM (JFPA若者委員会)
073	日本SIDS・乳幼児突然死予防学会
074	日本未熟児新生児学会
075	(公益財団)児童育成協会
076	全国乳児福祉協議会
077	全国児童養護施設協議会
078	全国母子生活支援施設協議会
079	全国保育協議会
080	全国保育士会
081	日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会
082	日本育療学会
083	(一般社団)全国訪問看護事業協会
084	(NPO)日本小児外科学会
085	日本母子看護学会

「健やか親子21(第2次)」推進体制(案)

〈現状と課題〉

- ① 国民全体に広く認知されているとはいえない。
- ② 取組の主体が、健やか親子21推進協議会と地方公共団体に限られている。
- ③ 健やか親子21推進協議会では、参加団体それぞれの活動に委ねられて、協議会内での交流や連携が十分できる仕組みになっていない。

〈「健やか親子21(第2次)」における対策〉

- ① 当事者や「健やか親子21」関係者以外の国民全体を巻き込んだ運動とするため、多様なメディア等を活用した多面的アプローチの強化。
- ② 幅広い対象者(全国民)に情報等を届けられるよう、これまで参画のなかった民間企業等との連携や協働による取組の推進。
- ③ 健やか親子21推進協議会及び関係機関間での連携、協働しやすい活動方法の仕組みづくりと、意見交換や情報共有の充実に向けた取組の推進。
- ④ ①～③を効果的かつ機動的に推進するための推進チームの設置。

〈対策(イメージ)〉

すべての子どもが健やかに育つ社会

第2次における新たな対策(案)

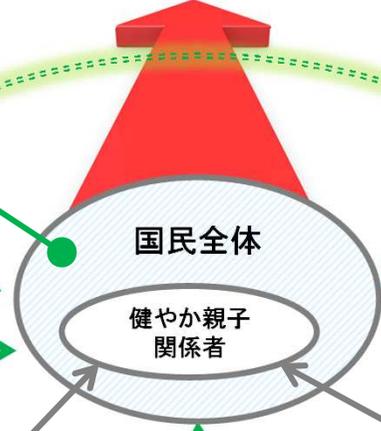
- ① 国民全体を巻き込む多面的アプローチの展開

学校・教育関係機関

保健医療機関等

健やか親子21推進協議会
(学術団体、職能団体等)

- ③ 健やか親子21推進協議会等における更なる取組の充実



- ② 民間企業等との連携と協働

民間企業等

NPO等

地方公共団体

- ④ 機動的で中核的な役割を担う推進チームの設置

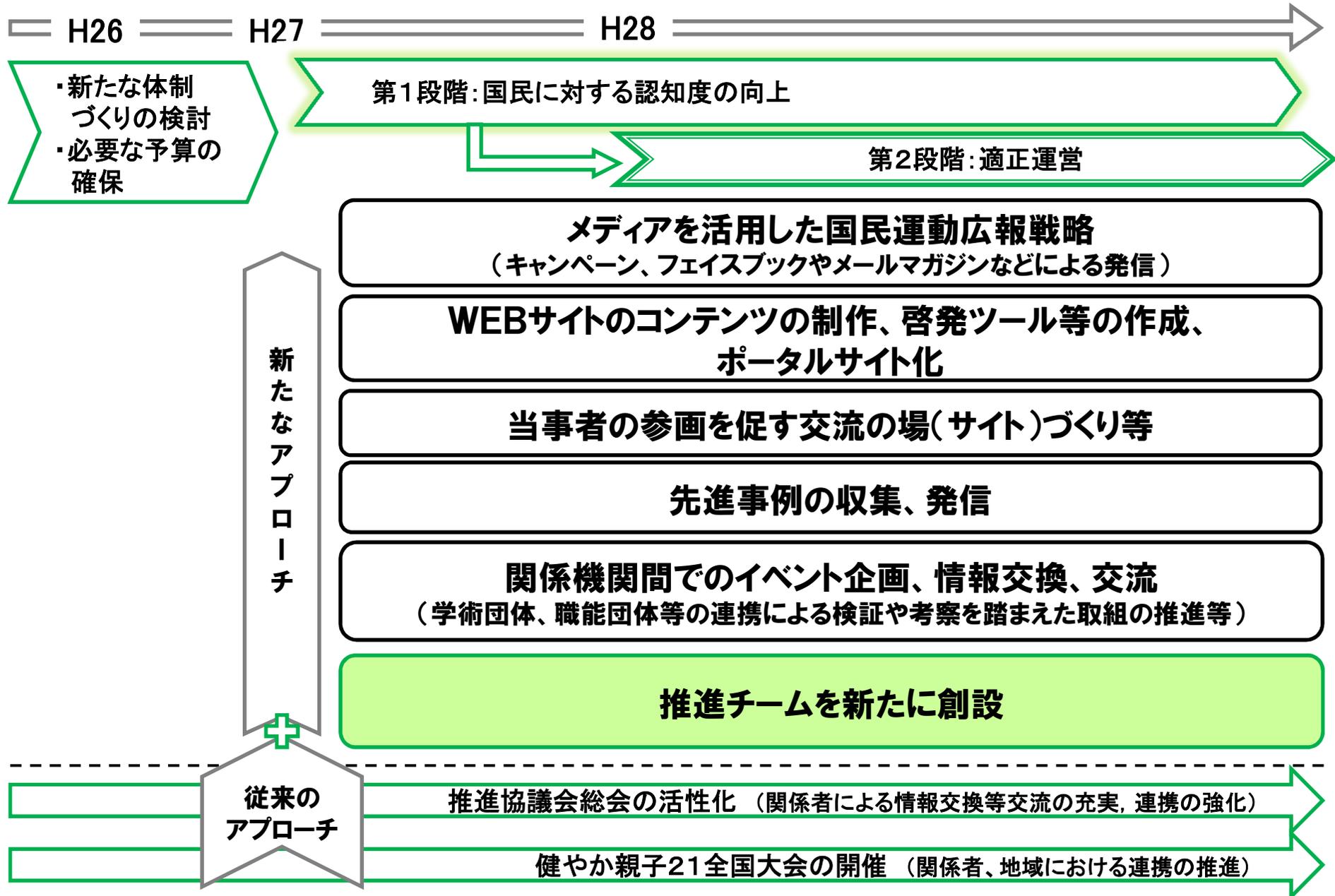
推進チーム

厚生労働省

他省庁 (文部科学省など)

指示・連携
連携

「健やか親子21(第2次)」スケジュールと具体的な取組のイメージ



「健やか親子21(第2次)」の更なる推進に向けての意向調査 結果

(平成 26 年 11 月 28 日時点)

1 推進協議会への参加意向について

貴団体は、平成 27 年度から始まる「健やか親子21(第2次)」において、推進協議会への参加についてどのようにお考えでしょうか。該当する選択肢を1つ選んで下さい。

選択肢	団体数
1. 引き続き参加したい	74
2. 推進協議会から脱退したい	2
3. 検討中	5
4. その他(※1)	2

(※1) 「4. その他」の具体的記載

- ・ 日本周産期・新生児医学会の基幹学会である日本産科婦人科学会および日本小児科学会が幹事会のメンバーに入っていないので当学会の意思を反映しにくい現状がある。また日本小児科学会の分科会である日本未熟児新生児学会とも協調していきたい。活動費が担保されていない状態で委員の活動費獲得のための負担が大きい。活動が施策にどう反映されるのか明確でない。
- ・ 各専門職能団体ではその目標が異なるが、共通の目標や重なる目標があり、それを達成するためには連携協力して活動することが有効と考える。また、現幹事団体としての活動を振り返っても、共通のテーマで関連職種及び一般国民に情報発信できたと評価できる。
- ・ 健やか親子 21 推進協議会に引き続き、参加したいが、参加当初より当会独自の事業収入も減り、従来のような幹事会の参加はできそうにない。第2次の指標及び目標に対して、当会の事業活動から貢献できるよう、取り組んでいきたい。

2 推進協議会の参加形態について

より積極的に活動するために、どのような参加形態が望ましいとお考えでしょうか。該当する選択肢を1つ選んで下さい。「5. その他」を選んだ場合には、自由記載欄に具体的なご意見を記載して下さい。

選択肢	団体数
1. 課題ごと(基盤課題 A・B・C、重点課題①・②に分かれて)に活動する	43
2. 2～3年ごとに強化テーマを決める等して、強化テーマにそった活動をする	13
3. 一緒に活動したい団体で声をかけあって、自主的に活動する	1
4. 各団体個別に活動する	15
5. その他(※2)	11

(※2)「5. その他」の具体的記載

- ・ 1 課題ごとに、「4. 各団体個別に活動する」ことで自由度を加味する。
- ・ 参加検討中につき保留
- ・ 今後の推進方向としては課題ごとの協議を取り入れてもらいたい。
- ・ 具体的な活動内容が固まらないと、どの参加形態が良いか判断できない。基本的には自由度があることが望ましい。
- ・ 医療分野のみではなく、保健福祉分野の団体との連携が必要。
- ・ 団体ごとの事業特性を活かし、第2次の指標及び目標に対しての効果的な活動を決定する。
- ・ 日頃の活動は、活動内容により個別または賛同するいくつかの団体とともに、年に1～数回、課題ごとに会合をもち、意見・情報交換ができればよい。
- ・ 法人の状況により、新たにテーマに沿った活動を起こすことが困難なため、既存の事業を絡める形での参加も認めてもらいたい。